

第 1 平成 27 年度 社会保障生計調査 調査要綱

1 調査の目的

この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の被保護世帯を対象として全国を地域別に 10 ブロックに分け、各ブロック毎に都道府県・指定都市・中核市のうち 1～3 か所を調査対象自治体として選定し、1,110 世帯を抽出する。

ただし、次のいずれかに該当する世帯は除外する。

- (1) 生活扶助を受けていない世帯
- (2) 世帯分離している世帯
- (3) 世帯人員が 6 人以上の世帯
- (4) 耕地 0.1 ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- (5) 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- (6) 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど集団的共同生活を営んでいる世帯
- (7) 賄い付きの同居人のいる世帯
- (8) その他不適当と認められる世帯

3 調査事項

家計簿に掲げる事項とする。

4 調査の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5 調査の実施機関

- (1) 調査の企画は厚生労働省が行い、各都道府県知事及び指定都市・中核市の市長に委託して実施する。
- (2) 各都道府県知事及び指定都市・中核市の市長は、管内福祉事務所長の協力のもとに調査の円滑な実施に必要な準備を行う。
- (3) 福祉事務所長は、調査員を選任して調査を行う。

6 調査の方法

- (1) 世帯の状況は、原則として福祉事務所が記入することとし、必要に応じて調査員が世帯主又は世帯の代表者に面接のうえ質問して作成する。
- (2) 家計簿は、調査世帯において記入する。

7 集計及び結果の公表

厚生労働省における集計業務は外部委託を行い、結果の公表については厚生労働省社会・援護局保護課が行う。